

東部総合処理センター破砕選別施設
整備・運営事業

建設工事請負契約書（案）

令和4年6月

西 宮 市

建設工事請負契約書（案）

工 事 名	東部総合処理センター破砕選別施設建設工事
工 事 場 所	西宮市鳴尾浜2丁目
工 期	契約締結日の翌日から 2026年（令和8年）9月30日まで
請負代金額	_____●●●●●円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●円)
契約保証金 留保期間	●●●●●円 担保の種類 ●●●●● 契約締結日からすべての工事目的物引渡し日まで
契約不適合保証金 留保期間	請負代金額の2/100以上 すべての工事目的物引渡し日から2年間
支 払 条 件	別紙1のとおり

上記の工事について、西宮市（以下「市」という。）と建設事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この請負契約書は仮契約書とし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年西宮市条例第34号）第2条の規定による西宮市議会の議決を得た翌日から、地方自治法第234条第5項の規定に基づく本契約書になるものとする。

市と建設事業者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、市と建設事業者がその1通を保有する。

（仮契約締結日）

令和 年 月 日

住所 西宮市六湛寺町10番3号

市 西宮市 印

代表者 西宮市長 ●●●●●

住所

建設事業者 印

氏名

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(設計業務)	2
第3条	(関連工事の調整)	3
第4条	(請負代金内訳書及び工程表)	3
第5条	(契約の保証)	3
第6条	(権利義務の譲渡等)	4
第7条	(著作権の扱い等)	4
第8条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	5
第9条	(下請負人の通知又は委任先の承諾)	6
第10条	(特許権等の使用)	6
第11条	(監督員)	7
第12条	(現場代理人及び主任技術者等)	7
第13条	(管理技術者)	8
第14条	(管理技術者等に対する措置請求)	9
第15条	(履行報告)	9
第16条	(工事関係者に関する措置請求)	9
第17条	(工事材料の品質及び検査等)	10
第18条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	10
第19条	(支給材料及び貸与品)	11
第20条	(工事用地の確保等)	12
第21条	(契約図書と実施設計図書又は施工申請図書の内容が一致しない場合の修補義務)	12
第22条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	13
第23条	(条件変更等)	13
第24条	(契約図書の変更)	14
第25条	(設計業務又は工事の中止)	14

第26条	(業務に係る建設事業者の提案)	15
第27条	(著しく短い工期の禁止)	15
第28条	(建設事業者の請求による工期の延長)	15
第29条	(市の請求による工期の短縮等)	16
第30条	(工期の変更方法)	16
第31条	(請負代金額の変更方法等)	16
第32条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	17
第33条	(臨機の措置)	17
第34条	(一般的損害)	18
第35条	(第三者に及ぼした損害)	18
第36条	(不可抗力による損害)	18
第37条	(請負代金額の変更に代える契約図書の変更)	19
第38条	(工事目的物の検査及び引渡し)	20
第39条	(請負代金の支払)	20
第40条	(部分使用)	21
第41条	(前金払)	21
第42条	(保証契約の変更)	22
第43条	(前払金の使用等)	22
第44条	(部分払)	22
第45条	(部分引渡し)	23
第46条	(第三者による代理受領)	23
第47条	(前払金等の不払に対する工事中止)	24
第48条	(契約不適合責任)	24
第49条	(市の任意解除権)	25
第50条	(市の催告による解除権)	25
第51条	(市の催告によらない解除権)	25
第52条	(市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
第53条	(建設事業者の催告による解除権)	27

第54条	(建設事業者の催告によらない解除権)	27
第55条	(建設事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	28
第56条	(解除に伴う措置)	28
第57条	(市の損害賠償請求等)	29
第58条	(建設事業者の損害賠償請求等)	30
第59条	(契約不適合責任期間等)	31
第60条	(賠償の予定)	32
第61条	(火災保険等)	33
第62条	(あっせん又は調停)	33
第63条	(仲裁)	33
第64条	(相殺)	34
第65条	(補則)	34
第66条	(仮契約の解除)	35

特約条項

契約図書の優先順位に関する特約条項	36
提案の不履行に関する特約条項	37
契約不適合保証金に関する特約条項	38
市内企業契約額に係る特約条項	39
暴力団排除に関する特約条項	40

別 紙

別紙1 (第1条, 第44条関係)	43
別紙2 (第4条関係)	44
別紙3 (第32条, 第65条関係)	45
別紙4 (第65条関係)	47
別紙5 (第65条関係)	48
別紙参考1 (市内企業契約額に係る特約条項関係)	49

東部総合処理センター破砕選別施設
建設工事請負契約書（案）

（総則）

- 第1条 市及び建設事業者は、建設工事請負契約書、この約款、特約条項及び別紙（以下「請負契約書」という。）に基づき、契約図書に従い、日本国の法令を遵守し、この請負契約（この請負契約書及び契約図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 建設事業者は、請負契約書記載の工事を請負契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を市に引き渡すものとし、市は、その請負代金を別紙1に定めるとおり支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この請負契約書及び契約図書に特別の定めがある場合を除き、建設事業者がその責任において定めるものとする。
 - 4 建設事業者は、この請負契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この規定は、この請負契約終了後も有効とする。
 - 5 この請負契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この請負契約の履行に関して市と建設事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この請負契約の履行に関して市と建設事業者との間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この請負契約書及び契約図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この請負契約に係る紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
 - 12 建設事業者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの請負契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、建設事業者は、市に対して行うこの請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 この請負契約書で使用される用語の定義は、この請負契約書で特別の定義がなさ

れていないときは、基本契約書第1条第2項各号に規定する意味を有するものとする。

(設計業務)

第2条 建設事業者は、契約図書に基づき、既存施設の解体撤去に関する実施設計及び工事目的物の実施設計（以下、「工事目的物の実施設計等」という。）を行うものとする。

2 建設事業者は、この請負契約の締結後速やかに設計業務の工程表その他の必要な書類を提出し、設計業務に着手するものとする。

3 建設事業者は、工事目的物の実施設計等を完了したときは、その旨を市に通知し、工事目的物の実施設計等に係る実施設計図書（以下「実施設計図書」という。）を市に提出しなければならない。

4 市は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を建設事業者に通知しなければならない。

5 前項の規定による検査の結果、提出された実施設計図書が、契約図書の規定を満たさず、又は市及び建設事業者の協議において合意された内容に合致しない場合、市は、建設事業者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

6 建設事業者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、建設事業者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が契約図書（技術提案書（契約版）を除く。本項において同じ。）又は市若しくは監督員の指図により生じたときは、市は、当該是正に係る建設事業者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、建設事業者が契約図書又は市若しくは監督員の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

7 第4項及び第5項の規定は、第6項に規定する再検査の場合に準用する。

8 建設事業者は、実施設計図書の合格の通知を受けた後、速やかに設計完了届を市に提出しなければならない。

9 建設事業者は、設計完了届が提出された日から7日以内に、既存施設の解体撤去工事及び工事目的物の建設業務（以下「建設業務」という。）の工程表その他の必要な書類を市に提出しなければならない。

10 建設事業者は、実施設計図書について第4項の確認を受けた後、本施設の施工を開始するものとする。

(関連工事の調整)

第3条 市は、建設事業者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設事業者は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 建設事業者は、この請負契約締結後7日以内に契約図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、市に提出しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 内訳書及び工程表は、市及び建設事業者を拘束するものではない。
- 3 前項にかかわらず、別紙2に定める主要な日程については拘束力を有するものとする。

(契約の保証)

第5条 建設事業者は、この請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、市においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 建設事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第1項の規定により、建設事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、建設事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 市は、工事目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けた後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を建設事業者に戻還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 建設事業者は、この請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 建設事業者は、設計業務の成果物（以下「設計成果物」という。未完成の実施設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - 3 建設事業者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第17条第2項の規定による検査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 4 建設事業者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、建設事業者の請負代金債権の譲渡について第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 5 建設事業者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。

(著作権の扱い等)

- 第7条 設計成果物（第45条第2項の規定により準用される第38条に規定する指定部分に係る設計成果物を含む。以下この条において同じ。）又は設計成果物を利用して完成した工事目的物（以下「本件工事目的物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）

に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下、この条において「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、建設事業者又は市及び建設事業者の共有に帰属するものとする。

2 建設事業者は市に対し、次の各号に掲げる設計成果物の利用を許諾する。この場合において、建設事業者は次の各号に掲げる設計成果物の利用を市以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 設計成果物を利用して建築物を1棟（設計成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

(2) 前号の目的及び本件工事目的物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は市の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

3 建設事業者は、市に対し、次の各号に掲げる本件工事目的物の利用を許諾する。

(1) 本件工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

4 建設事業者は、市に対し、設計成果物又は本件工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。

5 建設事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計成果物又は本件工事目的物の内容を公表すること。

(2) 本件工事目的物に建設事業者の実名又は変名を表示すること。

6 建設事業者は、第2項及び第3項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

7 建設事業者は、設計成果物又は本件工事目的物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する建設事業者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

8 建設事業者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、市に対して保証する。

9 建設事業者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、建設事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条 建設事業者は、建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 建設事業者は、設計業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知又は委任先の承諾)

第9条 市は、建設事業者に対して、建設業務に関する下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 2 建設事業者は、設計業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。ただし、市が承諾した軽微な部分を委任し、又は請け合わせようとするときは、この限りではない。
- 3 市は、建設事業者に対して、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 建設事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、契約図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、建設事業者がその存在を知らなかったときは、市は、建設事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 市が本件工事目的物の所有及び使用（市がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するときは、その実施権、使用権その他の権限（以下、本条において「実施権等」という。）を建設事業者が自らの責任で市に付与するものとし、また、かかる特許権等の権利者をして、市に付与せしめるものとする。
- 3 前項に規定する建設事業者が市に付与した特許権等についての市の実施権等、又は特許権等の権利者をして、市に付与せしめた特許権等についての市の実施権等は、この請負契約の終了後も本件工事目的物が存在する限り、有効に存続するものとする。また、建設事業者は、前項に規定する実施権等の付与対象となる特許権等が、建設事業者及び第三者の共有にかかる場合、又は第三者の所有に係る場合は、当該特許権等の実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを表明し、当該同意を得ていないことにより市に生じた全損害を賠償することに同意する。
- 4 建設事業者は、第2項に基づく特許権等についての実施権等の付与その他の権限

の市による取得の対価が請負代金額に含まれるものであることを、確認する。

(監督員)

第 11 条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を建設事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この請負契約書の他の条項に定めるもの及びこの請負契約書に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この請負契約の履行についての建設事業者又は建設事業者の管理技術者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 契約図書及び実施設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は建設事業者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの請負契約書に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、建設事業者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 市が監督員を置いたときは、この請負契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、契約図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

6 市が監督員を置かないときは、この請負契約書に定める監督員の権限は、市に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 12 条 建設事業者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、契約図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項に該当する工事にあつては「監理技術者」とし、同条第 3 項本文に該当する工事にあつては

「専任の主任技術者」とし、同条第2項及び第3項本文に該当する工事にあつては「専任の監理技術者（建設業法第26条第5項に該当する者に限る。）」とする。ただし、同条第3項ただし書の規定により監理技術者が専任しない場合は、「監理技術者（建設業法第26条第5項に該当する者に限る。）及び専任の監理技術者補佐」とする。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの請負契約の解除に係る権限を除き、この請負契約に基づく建設事業者の建設業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 建設事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(管理技術者)

第13条 建設事業者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この請負契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、並びにこの請負契約の解除に係る権限を除き、この請負契約に基づく建設事業者の設計業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 建設事業者は、前項の規定にもかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 14 条 市は管理技術者又は建設事業者の使用人若しくは建設事業者から設計業務の一部を委任され、又は請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 建設事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。

3 建設事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき請求を受けた日から 10 日以内に建設事業者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 15 条 建設事業者は、契約図書に定めるところにより、契約の履行について市に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 16 条 市は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 市又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他建設事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 建設事業者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。

4 建設事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請

求することができる。

- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に建設事業者へ通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 17 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 建設事業者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 3 監督員は、建設事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 建設事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 建設事業者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 18 条 建設事業者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 建設事業者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 建設事業者は、前 2 項に規定するほか、市が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、建設事業者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく建設事業者の請求に 7 日以内に応

じないため、その後の工程に支障をきたすときは、建設事業者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、建設事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第19条 市が建設事業者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、契約図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、建設事業者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が契約図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めたときは、建設事業者は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 3 建設事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 建設事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めたときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 5 市は、建設事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を建設事業者に請求しなければならない。
- 6 市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな

ればならない。

- 8 建設事業者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならぬ。
- 9 建設事業者は、契約図書に定めるところにより、工事の完成、契約図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市に返還しなければならない。
- 10 建設事業者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 建設事業者は、支給材料又は貸与品の使用方法が契約図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第20条 市は、工事用地その他契約図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を建設事業者が工事の施工上必要とする日(契約図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 建設事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、契約図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者の意見を聴いて定める。

(契約図書と実施設計図書又は施工申請図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第21条 建設事業者は、実施設計図書又は施工申請図書の内容が、契約図書又は市及

び建設事業者双方の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない(建設事業者がすでに建設業務に着手している場合には建設業務に関する必要な修補を含む。)。この場合において、当該不適合が市の責に帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときに限り、工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 22 条 建設事業者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、建設事業者が第 17 条第 2 項又は第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を建設事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は建設事業者の負担とする。

(条件変更等)

第 23 条 建設事業者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 各契約図書(技術提案書(契約版)を除く。以下、本条において同じ。)間の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 契約図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 契約図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等契約図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 契約図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な

状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、建設事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、建設事業者が立会いに応じない場合には、建設事業者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 市は、建設事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を建設事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ建設事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、契約図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し契約図書を訂正する必要があるもの 市が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し契約図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 市が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し契約図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 市と建設事業者が協議して市が行う。
- 5 前項の規定により契約図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約図書の変更)

第 24 条 市は、必要があると認めるときは、契約図書の変更内容を建設事業者に通知して、契約図書を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務又は工事の中止)

第 25 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって建設事業者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、建設事業者が工事を

施工できないと認められるときは、市は、工事の中止内容を直ちに建設事業者へ通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計業務又は工事の中止内容を建設事業者へ通知して、設計業務又は工事の施工の全部又は一部一時中止させることができる。
- 3 市は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 4 市は、第2項の規定により設計業務を一時中止させた場合において、必要があると認められたときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者が設計業務の続行に備え設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設事業者へ損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る建設事業者の提案)

第26条 建設事業者は、契約図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき契約図書の変更を提案することができる。

- 2 市は、前項に規定する建設事業者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、契約図書の変更を建設事業者へ通知するものとする。
- 3 市は、前項に規定により契約図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第27条 市は、工期の延長又は短縮を行うときは、この設計業務又は工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(建設事業者の請求による工期の延長)

第28条 建設事業者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他建設事業者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。市は、その工期の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(市の請求による工期の短縮等)

第 29 条 市は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を建設事業者に請求することができる。

- 2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 30 条 工期の変更については、市と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知するものとする。ただし、市が工期の変更事由が生じた日（第 28 条の場合にあっては市が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては建設事業者が工期変更の請求を受けた日）から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 31 条 請負代金額の変更については、市と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。
- 3 この請負契約書の規定により、建設事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市と建設事業者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 32 条 市又は建設事業者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 市又は建設事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と建設事業者が別紙 3 に定める計算式に基づき協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、建設事業者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、市が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(臨機の措置)

第 33 条 建設事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設事業者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、建設事業者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、建設事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 建設事業者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

(一般的損害)

第 34 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他この請負契約の履行に関して生じた損害（第 35 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 36 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、建設事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 35 条 この請負契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、建設事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この請負契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうちこの請負契約の履行につき建設事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、建設事業者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他この請負契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び建設事業者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 36 条 工事目的物の引渡し前に、天災等で市と建設事業者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、建設事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（建設事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を建設事業者に通知しなければならない。
- 3 建設事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費

用の負担を市に請求することができる。

- 4 市は、前項の規定により建設事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 17 条第 2 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 44 条第 4 項の規定による検査、立会いその他建設事業者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える契約図書の変更）

第 37 条 市は、第 2 条、第 10 条、第 19 条、第 21 条から第 26 条まで、第 28 条、第 29 条、第 32 条から第 34 条まで、前条又は第 40 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、市と建設事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者

に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、市が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(工事目的物の検査及び引渡し)

第 38 条 建設事業者は、工事を完成したときは、その旨を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に建設事業者の立会いの上、契約図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を建設事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 4 市は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、建設事業者が設計成果物及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 市は、建設事業者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、建設事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 建設事業者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 39 条 建設事業者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下こ

の項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 40 条 市は、第 38 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、設計成果物又は工事目的物の全部又は一部を建設事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第 1 項の規定により設計成果物又は工事目的物の全部又は一部を使用したことにより建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 41 条 建設事業者は、市が前払金を支払う必要があると認めた場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、この請負契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を市に寄託して、市の定める前払金額を限度として前払金の支払を市に請求することができる。なお、前払い金の支払い方法については、別紙 1 に定める。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 建設事業者は、請負代金額が 2 割以上増額された場合においては、その増額後における市の定める前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 建設事業者は、請負代金額が 2 割以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後における市の定める前払金額を超えるときは、建設事業者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 44 条又は第 45 条の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、市と建設事業者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。
- 6 市は、建設事業者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第 42 条 建設事業者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- 2 建設事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
 - 3 建設事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第 43 条 建設事業者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

- 第 44 条 市は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 17 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては契約図書で部分払の対象とすることを指定したのものに限る。以下「出来高部分」という。）に相応する請負代金相当額（以下「出来高額」という。）について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払をすることができる。

- 2 市は、第 41 条第 1 項に規定する前金払をした場合における部分払については、別紙 1 に定める。
- 3 建設事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を市に請求しなければならない。
- 4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、建設事業者の立会いの上、契約図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を建設事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 6 建設事業者は、第 4 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第 1 項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、市に移転するものとする。この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで建設事業者が負うものとする。

(部分引渡し)

第 45 条 設計成果物及び工事目的物について、市が契約図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、建設事業者は、その指定部分の引渡し後、指定部分に相応する請負代金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合においては、第 38 条、第 39 条及び前条第 2 項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第 46 条 建設事業者は、市の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 市は、前項の規定により建設事業者が第三者を代理人とした場合において、建設事業者の提出する支払請求書に当該第三者が建設事業者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 39 条（第 45 条において準用する場合

を含む。)又は第44条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第47条 建設事業者は、市が第41条、第44条又は第45条において準用される第39条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、建設事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により建設事業者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第48条 市は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、建設事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、建設事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 建設事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市の任意解除権)

第 49 条 市は、工事が完成するまでの間は、第 50 条又は第 51 条の規定によるほか、必要があるときは、この請負契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの請負契約を解除した場合において、建設事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の催告による解除権)

第 50 条 市は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 6 条第 5 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、設計業務に着手すべき期日を過ぎても設計業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(4) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(5) 第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき及び第 13 条 1 項に掲げる管理技術者を定めなかったとき。

(6) 正当な理由なく、第 48 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この請負契約に違反したとき。

(市の催告によらない解除権)

第 51 条 市は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの請負契約を解除することができる。

(1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第 6 条第 5 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された設計成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 建設事業者がこの請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確

に表示したとき。

- (6) 建設事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は建設事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、建設事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第67号。以下この号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号及び条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第53条又は第54条の規定によらないでこの請負契約の解除を申し出たとき。
- (11) 建設事業者（建設事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年7月1日実施。）第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その

相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したと認められるとき。

キ 建設事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が建設事業者に対して当該契約の解除を求め、建設事業者がこれに従わなかったとき。

(12) 建設事業者がこの請負契約に関して、次のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。

ア 建設事業者が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 建設事業者が、課徴金の納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令をいう。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 建設事業者（建設事業者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 市は基本契約が解除されたときは、直ちにこの請負契約を解除することができる。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 52 条 第 50 条各号、前条第 1 項各号又は前条第 2 項に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（建設事業者の催告による解除権）

第 53 条 建設事業者は、市がこの請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（建設事業者の催告によらない解除権）

第 54 条 建設事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの請負契約を解除することができる。

(1) 第 24 条の規定により契約図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少

したとき。

- (2) 第 25 条の規定による設計業務及び工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が設計業務又は工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の設計業務又は工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(建設事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 55 条 第 53 条又は前条各号に定める場合が建設事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、建設事業者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 56 条 市は、この請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を建設事業者に支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 41 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第 44 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、建設事業者は、解除が第 50 条、第 51 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は閏 (じゅん) 年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。) で計算した額の利息を付した額を、解除が第 49 条、第 53 条又は第 54 条の規定によるときにあっては、その余剰額を市に返還しなければならない。

4 建設事業者は、この請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が建設事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に

合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 建設事業者は、この請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が建設事業者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 建設事業者は、この請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、この請負契約の解除が第50条、第51条又は次条第3項の規定によるときは市が定め、第49条、第53条又は第54条の規定によるときは建設事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び建設事業者が民法の規定に従って協議して決める。

（市の損害賠償請求等）

第57条 市は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。

- （1）工期内に工事を完成することができないとき。
- （2）この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- （3）第50条又は第51条の規定により、工事目的物の完成後にこの請負契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、建設事業者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第50条又は第51条の規定により工事目的物の完成前にこの請負契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、建設事業者がその債務の履行を拒否し、又は建設事業者の責めに帰すべき事由によって建設事業者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 建設事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 建設事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 建設事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの請負契約及び取引上の社会通念に照らして建設事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、市は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第51条第1項第9号及び第11号の規定により、この請負契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（建設事業者の損害賠償請求等）

第58条 建設事業者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの請負

契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 53 条又は第 54 条の規定によりこの請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 39 条第 2 項（第 45 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、建設事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 59 条 市は、引き渡された工事目的物に関し、第 38 条第 4 項又は第 5 項（第 45 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、建設事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、契約図書で別に期間の定めがある場合はこれに従う。

- 4 第 1 項及び第 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、建設事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 5 市が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 8 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を建設事業者に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 6 市は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約

不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 7 前各項の規定は、契約不適合が建設事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する建設事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 9 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに建設事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、建設事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、建設事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予定)

第 60 条 建設事業者は、第 51 条第 1 項第 12 号アからウまでのいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。この請負契約による工事が完成した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第 51 条第 1 項第 12 号ア又はイのうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他市が特に認める場合

(2) 第 51 条第 1 項第 12 号ウのうち、建設事業者が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の場合において、建設事業者が共同企業体であり、既に解散されているときは、市は、建設事業者の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、建設事業者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を市に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(火災保険等)

第 61 条 建設事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を契約図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 建設事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。
- 3 建設事業者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 62 条 この請負契約書の各条項において市と建設事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市が定めたものに建設事業者が不服があるときその他この請負契約に関して市と建設事業者との間に紛争を生じた場合には、市及び建設事業者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、建設事業者の使用人又は建設事業者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 14 条第 2 項の規定により建設事業者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により市が決定を行った後、又は市若しくは建設事業者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、市及び建設事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他建設事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 16 条第 3 項の規定により建設事業者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により市が決定を行った後、又は市若しくは建設事業者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、市及び建設事業者は、本条第 1 項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 63 条 市及び建設事業者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲

裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(相殺)

第 64 条 市は、建設事業者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と建設事業者が市に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、建設事業者は、市の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第 1 項の場合において、市は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

第 65 条 この請負契約書に定めのない事項については、西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号）及び関係法令によるほか、必要に応じて市と建設事業者が協議して定める。

2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 13 条に基づく書面は別紙 4 のとおり。

3 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 22 条の 3 の 3 第 1 項に定める記載事項は別紙 5 のとおり。

(仮契約の解除)

第 66 条 仮契約締結後，この請負契約の締結にかかる議会の議決までの間に，仮契約を締結した者が，入札参加資格を喪失し若しくは指名停止を受けた場合，又は基本協定が解除された場合，市は，仮契約を解除し，この請負契約を締結しないことができる。

2 前項の規定により仮契約を解除した場合及びこの請負契約を締結しなかった場合，市は，建設事業者に対する解除やこの請負契約不締結に起因する損害賠償責任を負わない。

議会の議決があったことを了知し，本契約の締結を確認した。

(本契約締結日)

令和 年 月 日

市又は建設事業者

住所

氏名

印

契約図書の優先順位に関する特約条項

- 1 この請負契約書及び契約図書相互の優先順位は、別表1の左欄に掲げる書類について、右欄に掲げる順位とする（ただし、技術提案書（契約版）の記載がその他の契約図書に示された水準よりも高い水準となっている場合には、その限りにおいて技術提案書（契約版）の記載が優先する。）。各書類には、付随する書類及び資料を含む。なお、同一順位の書類及び付随資料の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、技術提案書（契約版）の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市は建設事業者と協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

別表1

第1回及び第2回入札説明書等に関する質問書の回答 技術対話での確認事項に関する回答	1
要求水準書（共通編）	2
要求水準書（設計・建設業務編）	3
基本契約書	4
この請負契約書	5
上記以外の契約図書	6
技術提案書（契約版）	7

提案の不履行に関する特約条項

- 1 建設事業者が技術提案書（契約版）に記載した提案（以下、本条において「提案」という。）を履行することができない場合、建設事業者は、直ちにその旨を監督員に通知しなければならない。
- 2 市が前項の通知を受け、又は、建設事業者が提案を履行していないことを市が発見した場合、市及び建設事業者は、業務水準に従ったこの請負契約の履行の可否について協議するものとする。
- 3 前項の協議の結果、市において、建設事業者が提案を履行できると判断したときは、建設事業者は、速やかに提案を履行しなければならない。
- 4 第2項の協議の結果、市において、建設事業者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、建設事業者は、業務水準の変更について市の承諾を得なければならない。市は、建設事業者がその責めに帰すべき事由により変更前の提案を履行することができなかつたときは、建設事業者に対し以下の計算式に基づく請負代金額の減額を請求することができる。なお、建設事業者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないことに基づき市が被った損害が、請負代金の減額の額を上回るときは、市は建設事業者に対し、その上回る額を請求することができる。

減額後の請負代金額

$$= \{ \text{履行できない設計・建設業務に関する技術点を控除した入札価格（税抜）} \\ - \text{運営・維持管理業務に関する委託料金額（税抜）} \} + \text{（消費税相当額）}$$

ここに、

$$\text{履行できない設計・建設業務に関する技術点を控除した入札価格（税抜）} \\ = \{ \text{価格点の配点} \times \text{最低入札価格（税抜）} / \text{（事業者の総合評価点} \\ - \text{（事業者の技術点} - \text{履行できない設計・建設業務に関する技術点）} \}$$

※履行できない設計・建設業務に関する技術点を控除した入札価格の算出段階で小数点以下第1位を切り捨てるものとする。

※価格点の配点は60点。

※設計・建設業務に関する技術点には、「事業計画に関する項目」における、設計・建設業務に係る項目を含む。

※最低入札価格（税抜）は●●●円。

契約不適合保証金に関する特約条項

- 1 建設事業者は、契約不適合責任の履行を保証するため、この請負契約に基づく請負代金額の 100 分の 2 以上の額の契約不適合保証金又はこれに代わる担保を完成検査終了後、請負代金の支払日までに納付する。ただし、この請負契約と同時に第 5 条に基づき、当該金額の契約不適合保証特約を付した契約の保証をしたときは、この限りではない。
- 2 契約不適合保証金又はこれに代わる担保の預かり期間は、全ての工事の引渡し後、2年間とする。

市内企業契約額に係る特約条項

- 1 建設事業者は、市内企業の共同企業体への分担工事額と市内企業が協力会社として契約した金額の合計額（以下、「市内企業契約額」という。）が請負代金額の20%以上としなければならない。ただし、市内企業が協力会社として市内企業と契約した金額は含めない。
- 2 第39条、第41条、第44条及び第45条に基づく請求時に、市内企業契約を示した集計表及び当該集計表を証明する書類を市に提出しなければならない。
- 3 市内企業契約額の考え方は、別紙参考1のとおり。

暴力団排除に関する特約条項

(趣旨)

- 1 市及び建設事業者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号。以下「条例」という。）第 7 条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（令和 25 年 7 月 1 日実施。以下「要綱」とする。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 建設事業者は、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この請負契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 建設事業者は、下請契約等を締結するときは、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 建設事業者は、下請契約等の建設事業者が暴力団等であることが判明したときは、市に報告しなければならない。
- 5 建設事業者は、暴力団等を建設事業者とする下請契約等について、市から当該下請契約等の解除を求められたときは、その求めに従い契約解除の措置を講じなければならない。
- 6 建設事業者は、この請負契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、市に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等の建設事業者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 7 市は、建設事業者又は下請契約等の建設事業者が暴力団等に該当しないことを確認するため、建設事業者に対して、要綱第 2 条第 5 号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができる。
- 8 市は、建設事業者から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 9 市は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第 1 項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等（要綱第 2 条第 10 号に規定する教育委員会等

をいう。以下同じ。)に提供することができる。

(解除に伴う措置)

- 10 この請負契約書の規定による解除に伴い、建設事業者又は下請契約等の建設事業者
その他関係者に損害が生じたとしても、建設事業者は市に対してその損害の賠償を
請求することはできない。

(誓約書の提出等)

- 11 建設事業者は、この請負契約の契約金額が200万円を超える場合は、市に対し、こ
の請負契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 建設事業者が暴力団等でないこと。
- (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の建設事業者としないこ
と。
- (3) 建設事業者は、下請契約等（下請契約等が数次にわたるときはそのすべてを含
む。以下同じ。）の建設事業者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、
二次以下の下請契約等の建設事業者が暴力団等であることが明らかになったとき
は、市に報告するとともに、当該下請契約等の市に対しその者を当該下請契約等か
ら排除するよう要請すること。
- (4) 建設事業者は、建設工事請負契約書及び暴力団排除に関する特約に違反したとき
は、契約の解除、違約金の請求その他の市が行う一切の措置について異議を述べな
いこと。
- (5) 建設事業者は、下請契約の建設事業者から、この誓約書に準じた市に対する誓約
書を各下請契約の締結後直ちに提出させ、当該誓約書を市が提出を求めたとき、又
は建設工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時まで市に提
出すること。
- (6) 市が、建設事業者又は下請契約等の建設事業者が暴力団等に該当しないことを確
認するために、警察署長へ意見照会することに同意すること。
- (7) 前号の照会に当たり、市が、建設事業者又は下請契約等の建設事業者について、
役員名簿等の情報を求めたときは、建設事業者はその役員等から、役員名簿等の情
報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
- (8) 建設事業者は、この建設工事請負契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受
けたときは、市に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をする
こと。また、下請契約等の建設事業者が不当介入を受けた場合は、建設事業者を通
じて市に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をするよう指導
すること。
- (9) 市が、警察署長から得た情報を第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため、
他の業務で使用し、又は教育委員会等に提供すること、及び西宮市指名停止基準の
規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入札及び契約に係る情報の公
表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

- 12 建設事業者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数

の下請契約を締結する場合においては、その合計金額)が200万円を超えるときは、前項の規定に準じて当該下請契約の受注者に誓約書を提出させて保管し、この請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに当該誓約書(第3項の規定により、この特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。)を市に提出しなければならない。

- 13 建設事業者は、前2項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、市がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。
- 14 建設事業者は、下請契約の建設事業者が第12項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合は、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の建設事業者が応じないときは、その旨を市に報告しなければならない。
(建設事業者からの協力要請)
- 15 建設事業者は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、市及び警察署長に協力を求めることができる。

別紙1（第1条，第44条関係）

この請負契約の請負代金の支払は，次のとおりとする。

1. 前払金

当該年度の出来高予定額の40%以内を，請求を受けた日から14日以内に支払う。（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」による保証を受けたものに限る。）

なお，前払金の請求手続は契約締結日又は当該請求を行う年度の4月1日から30日以内に行わなければならない。

【出来高予定額】	令和4（2022）年度：請負代金額の	0%
	令和5（2023）年度：請負代金額の	1%
	令和6（2024）年度：請負代金額の	20%
	令和7（2025）年度：請負代金額の	75%
	令和8（2026）年度：請負代金額-	（令和5年度出来高予定額+令和6年度出来高予定額+令和7年度出来高予定額）

2. 中間前払金

当該年度の出来高予定額の20%以内を，請求を受けた日から14日以内に支払う。（前払金を支払った工事で，当該年度における工事実施期間の2分の1を経過しており，当該年度における工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われており，当該年度の出来高が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものに限る。）

3. 部分払

当該年度の3月末出来高 $\times 10/10 -$ （前払金額+中間前払金額）以内を，次年度4月末までに支払う。ただし，当該年度の出来高が当該年度の出来高予定額に満たない場合は，出来高予定額に相当する出来高の達成後，出来高予定額の残額を支払う。また，支払限度額は予算の範囲内とする。

4. 竣工払

竣工後，残額（請負代金額-前払金額-中間前払金額-部分払金額）を支払う。

別紙2（第4条関係）

1 主要な日程は次のとおりとする。

- (1) 設計業務期間及び工場棟等の建設業務期間 :
事業締結から令和8年（2026年）3月31日まで
- (2) ペットボトル圧縮施設解体等の建設業務期間 :
工場棟でのペットボトル処理開始日から令和8年（2026年）9月30日まで

別紙3（第32条，第65条関係）

1. 第32条第1項から第4項に定める請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更を請求する基準

第32条第1項に定めるとおり，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

ただし，変更手続及び物価変動率確定の期間を考慮し，請求は令和7年10月1日以降行うことはできない。

(2) 物価変動率

$$\begin{aligned} \text{物価変動率} &= (\alpha \times \text{建築工事費}) / \text{設計金額} \\ &\quad + (\text{設計金額} - \text{建築工事費}) / \text{設計金額} - 1 \\ \alpha &= (\text{変更時指標}) / (\text{基準指標}) \\ \text{建築工事費} &: \text{設計金額からプラント設備工事及び解体撤去工事の設計金額控除した額} \\ \text{変更時指標} &: \text{請求のあった日を含む月及びその前2ヶ月の建築費指数（暫定値を含む）平均値} \\ \text{基準指標} &: \text{入札書の受付期限を含む月及びその前2ヶ月の建築費指数の平均値} \end{aligned}$$

ただし，第32条第1項から第4項に定める請負代金額の変更を行った後，再度請負代金額の変更を請求する場合の基準指標は，前回変更時の変更時指標とする。

なお，建築費指数とは，一般財団法人建設物価調査会ホームページに掲載されている，建築費指数／標準指数／工場／工事原価をいう。

(3) 変動後残工事代金額の算定（税抜）

次の計算式により算定される。小数点第1位を切り捨て，整数とする。

①物価変動率 > 0.015のとき

$$\begin{aligned} (\text{変動後残工事代金額}) &= \\ (\text{変動前残工事代金額}) &\times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015) \end{aligned}$$

②物価変動率 < -0.015のとき

$$\begin{aligned} (\text{変動後残工事代金額}) &= \\ (\text{変動前残工事代金額}) &\times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015) \end{aligned}$$

2. 第65条補則に基づく公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の取扱
公共工事設計労務単価の大幅な上昇が見られた場合，旧労務単価を適用して予定

価格を積算した工事について、請負代金額の変更協議に係る特例措置を実施する場
合があるが、本事業においては入札書の受付期限を物価変動の当初基準時指標とす
ることから、当該特例措置は適用しない。

別紙4 (第65条関係)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面

1. 分別の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
① 造成等	造成等工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備	建設設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥ その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (解体工事だけの場合) ●●● 円 (税抜)
(建設事業者の見積金額)

※ 分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	施設の所在地
<u>●●●</u>	<u>●●●</u>	<u>●●●</u>
<u>●●●</u>	<u>●●●</u>	<u>●●●</u>

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用 ●●● 円 (税抜)
(建設事業者の見積金額)

※ 特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

別紙5 (第65条関係)

建築士法第22条の3の3第1項に定める記載事項

対象となる建築物の概要	●●●
業務の種類, 内容及び方法	●●●

作成する設計図書の種類	●●●
-------------	-----

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】 : ●●●	
【資格】 : (●●●) 建築士	【登録番号】 ●●●
【氏名】 :	
【資格】 : (●●●) 建築士	【登録番号】 ●●●
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】 : ●●●	
【資格】 : (●●●) 設備士	【登録番号】 ●●●
: (●●●) 建築士	【登録番号】 ●●●

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	●●●
建築士事務所の所在地	●●●
区分 (一級, 二級, 木造)	(●●●) 建築士事務所
開設者氏名	●●● (法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

業務報酬の額	設計業務 : ●●円 (税抜)
--------	-----------------

別紙参考1 (市内企業契約額に係る特約条項関係)

市内企業契約額の考え方

市内企業契約額
／請負代金額

単独 (市内企業)	市内企業契約額 (100%)			= 100%		
単独 (市外企業)	下請市内企業契約額 (22%)	下請市外企業契約額 (48%)	その他 一般管理費等 (30%)	= 22%		
共同企業体 (市内企業) (市外企業)	共同企業体(市内企業)契約額 (40%)		共同企業体(市外企業)契約額 (60%)	= 58%		
		下請市内企業 契約額 (30%)	下請市外企業 契約額 (40%)		その他 一般管理費等 (30%)	
	市内企業契約額 (58%)		市外企業契約額 (42%)			
共同企業体 (市外企業) (市外企業)	共同企業体(市外企業)契約額 (40%)		共同企業体(市外企業)契約額 (60%)			
	下請 市内企業 契約額 (10%)	下請 市外企業 契約額 (60%)	その他 一般管理 費等 (30%)	下請 市内企業 契約額 (30%)	下請市外企業 契約額 (40%)	その他 一般管理費等 (30%)
	市内企業 契約額 (4%)	市外企業契約額 (36%)	市内企業 契約額 (18%)	市外企業契約額 (42%)	= 22%	